

令和7年 築上町教育委員会（11月定例会）議事録

1. 日 時 令和7年11月20日（木）午後1時開会

2. 場 所 築上町役場 議会委員会室

3. 出席委員 折本 美佐子 委員、小林 正尚 委員、
鰐渕 尚徳 委員、久保 ひろみ 教育長

4. 欠席委員 麦田 猛美 教育長職務代理人

5. 傍聴者なし

6. 事務局出席者 則松 裕司 学校教育課長、種子 祐彦 生涯学習課長、
樽本 知也 教育施設整備室長、濱田 健太郎 学校教育課参事、
脇山 千賀子 生涯学習課参事、中原 寿浩 学校教育課課長補佐、
藤江 崇 教育施設整備室課長補佐、野村 仁資 スポーツ振興係長、
宮内 智久 指導主事、寺門 東 指導主事、上原 泰 指導主事

7. 会議内容

（1）開会

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、定刻になりましたので、築上町教育委員会令和7年11月定例会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、定例会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、報告事項が4件、議案が1件、協議事項が1件でございます。
それでは、本日の会議の議事録署名人を、会議規則第11条第2項の規定により、小林委員を議事録署名人に指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方にお諮りします。

議案第42号令和7年第4回築上町議会定例会提出予定議案に対する意見については、議会に議案上程前でございますので、非公開で審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議ないものと認めます。

なお、非公開案件につきましては、公開案件の終了後に審議をさせていただきます。

（2）前回議事録の承認

○教育長（久保 ひろみ君） では、2点目の前回議事録の承認でございます。事務局からお願ひします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課の則松でございます。前回10月23日開催の10月定例会の議事録をタブレットの共有フォルダにアップして確認をお願いしておりました。内容についてはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま、事務局のほうから前回議事録についての報告がございました。承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。前回議事録は承認されました。

（3）教育長報告

報告1 教育長会議報告ほか

○教育長（久保 ひろみ君） それでは報告1、教育長会議の報告等になります。

まずは、私のほうから前回教育委員会以降の行事等について報告をさせていただきます。

10月26日には、旧藏内邸で朝倉文夫さんの胸像が見つかりましたので、その御披露目と庭園についてのお話、朝倉文夫さんについてのお話等がある講演会がございました。

それから私のほうで、10月29日から31日まで全国社会教育研究大会の岩手盛岡大会に参加させていただきました。全国での社会教育の取組、実践例等を聞いて大変参考になるものがございました。また資料のほうは皆様方にお渡ししたいと思っております。

それから、11月1日、2日と文化祭がありました。御参加ありがとうございました。

それから11月5日には、下城井小学校の研究発表会があったところです。

それから11月8日は、私のほうで福岡教育月間に、事業がありましたので博多のJRホールに参加させていただきました。ここでは県立学校の生徒さん方のいろんな取組、それから発表等がありまして大変充実したものでした。

また、11月は大変事業が多くて、11月12日には築きのもりのプレオープン、そして11月11日には、県立特別支援学校、築城特別支援学校の生徒さんからストラップを贈呈されまして、職員でこのストラップを着用して、これから業務に当たるということになっています。

それから、11月16日は駅伝の大会がありました。かなり頑張っていただきまして町村の部では半分ぐらいの位置に行っております。本当によく頑張ってくれました。

また、同日、京築未来塾というのがありました。これは京築の2市2郡で開催していまして、

本町からも2名の生徒が参加しておりました。グループ発表、それから個人発表がありましたが、いずれも、きちんとした発表ができておりました。お一人はインフルエンザで参加できなかつたので、残念だったんですけれども、1名がしっかりと発表ができておりました。

それから先日、委員の皆様方にも参加していただきました、県重点課題の中間報告会でございました。本当に先生方が一生懸命研究に取り組んでおられること、そして子どもたちが主体的に学ぶ姿が、見ていただけたのではないかなと思っております。

本当に10月、11月とか大変事業が多く、委員の皆様方にも多く参加していただきました。本当にありがとうございます。

また、今週は図書館の開館記念式典ということで、御参加のほうよろしくお願ひいたします。

それから、教育長会議の報告資料はフォルダに入っております。また御覧になられまして、質問等がありましたら、この後でも結構でございますのでよろしくお願ひいたします。

（4）事務局報告

報告2 令和8年度当初予算（概要）について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは続いて、報告2、令和8年度当初予算概要について、事務局からお願ひいたします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。令和8年度当初予算の概要、予算要求のポイント等を御説明したいと思います。

令和8年度当初予算は、新川町長の任期満了による町長選挙が来年1月末に実施されるため、骨格予算となります。

そのため当初予算では義務的経費のみ計上し、政策経費や新規事業は新しい町長が決まってから、恐らく6月になろうかと思いますが、補正予算で肉付けをするという形になります。

明日まで予算要求の期間となっておりますので、予算要求の概要については次回以降の定例会で御説明したいと思います。ただ、ほとんどが義務的経費のみですので、大きな目玉とかそういったものはないとは思いますが、御説明したいと思います。

これも毎回恒例ですが、骨格予算では補助金は継続分に限り2分の1計上という形になっております。

一応、令和8年度、学校教育課で考えている新規補助金は、椎田小学校統合によって閉校行事等の補助金を予定しておりますが、こちらも新規事業になるので、肉付けのときに計上することになろうかと思います。

説明については以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） 他はありませんか。

○教育施設整備室長（樽本 知也君） 教育施設整備室につきましては、来年度が2か年目の工事

になりますので、今年度の残りの工事費の6割の予算を当初予算から計上する予定で予算計上を考えております。

以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、報告2、令和8年度当初予算の概要についての報告について質問があれば出していただきたいと思いますが、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

報告3 町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。それでは、報告3、町立学校の教育職員に関する業務量の管理、健康確保措置の実施計画の策定についてです。

事務局からお願ひします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課の則松でございます。資料は事務局報告フォルダの中に、学校教育報告というフォルダがありまして、その中に格納しておりますので、そちらを御覧ください。

こちらについては、11月14日、先週の金曜日ですけど、教育委員の皆さん、研修に参加いただきありがとうございました。県の教育委員研修の中で、服務監督教育委員会が所管する公立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、講じるべき措置に関する指針のポイントというものがございまして、それについて、県教育庁の松本人事管理主事から御説明があったかと思います。

この指針は、教員の働きやすさと働きがいを両立し、よりよい教育を行うことを目的としたものです。新聞報道等で御存じだと思いますが、今年の6月に成立した改正給特法に基づき、この指針に即した形で、業務量の管理・健康確保措置実施計画を、教育委員会で今年度中に定める必要がございます。

計画には、町立小中学校の教員の時間外在校等時間の削減目標、それからその目標を達成するために取り組む内容を定めていくことになります。この定めたものを、きちんと実施できているかという取組内容を検証するために、毎年、取組結果を公表する必要があります。

また、計画を策定したり変更したり、取組状況については、総合教育会議に報告が必要となっております。

なお、計画については、14日の研修会のときにお話がありましたとおり、国から参考例が示されておりまして、教育委員会としましても、この参考例をベースに今年度中に計画を策定し、教員の働きやすい環境を整えていきたいと考えております。

計画の素案ができましたら、また教育委員会で御説明したいと思います。

資料の中には、教育委員さん向けの取組、こういうふうに変わりますよという資料が1枚と、国の計画の参考例が次のページからずっと示されておりますので、参考までに御覧いただければと思います。

おおむねその内容に沿って、築上町の実情に合わせて変えていくような形になろうかと思いますので、お時間があるときにお読みおきいただければと思います。

説明については以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいまの報告3、町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、御質問はございませんか。

給特法が変わりましたので、計画を策定しなければなりませんので、また今後、事務局で素案を作つて委員の皆様に審議いただくという形になろうかと思いますので、御協力のほう、よろしくお願ひいたします。

報告4 指導主事報告

○教育長（久保 ひろみ君） 続いて報告4、指導主事報告です。事務局から報告をお願いいたします。

○学校教育課（上原 泰君） 学校教育課の上原でございます。指導主事の報告のフォルダをお開けください。2つフォルダがございます。01月令報告、02いじめ問題、不登校対策連絡協議会というのがございます。

まず、最初に月例報告のフォルダの中身について御説明します。

4つのPDFがありますが、01と02は従来どおりの積み上げた資料でございますので、後ほど御覧ください。

続きまして、03不登校兆候、04不登校についてのPDFについて少し説明をさせていただきます。03のほうは不登校兆候の状況に関する調査の結果です。4月から10月までを積み重ねてお示しております。

不登校兆候の児童生徒といたしましては、小学校が8名、中学校が1名、今回新規で追加になっております。

なお、不登校兆候というのは、欠席で言えば15日でございますが、その他条件がございまして、遅刻や早退なども加味して、総合的に計算式に当てはめて該当する児童生徒を報告するということですので、右端の月別欠席日数を御覧いただくと、数字には大小があるのが分かると思います。

続きまして、04、不登校の状況に関する実態調査のPDFを御覧ください。

4月から10月までの不登校の児童生徒の積み上げのものでございます。小学校3名、中学校2名が今回新規で加わっております。

さらに、中学校で10月の統計から、不登校ということではなくて、病気のための長期欠席という取り扱いに1名変更になりましたので、そのことも併せて御説明しておきたいと思います。

続きまして、先ほど申しました02、いじめ問題不登校対策連絡協議会フォルダをお開けください。先日11月17日に、いじめ問題と不登校のそれぞれ対策連絡協議会を開催しております。

その中で配付し、説明させていただいた資料をこのフォルダの中にアップさせていただいております。時間の関係上、説明については省かせていただきますが、05は、いじめ問題について、本町の今までの状況分析と、考察を加えたものでございます。棒グラフ、円グラフを使用して、視覚的にどういう状況であるかということをお示ししております。

いじめの認知については、小学校が28件、中学校が14件で、合計42件の認知件数となっております。

小学校が昨年より倍増していますが、積極的に理解が進んで、小さなものでもいじめとして取り上げて早期対応と解消に向けていくという取組として、小学校は精力的に取り組んでいただいているというふうに分析をしております。

発見のきっかけとしては、当該児童生徒の保護者からの訴えが最も多くございました。さらにいじめの対応としては、ひやかし、悪口等が多かったのですが、心配な点としては、中学校で暴力的な事案が複数発生しております。

これについては、先日の会議でも、それから定例校長会等でも、注意喚起を行い、重大事態等に至らないような取組を進めていただくようにお願いしたところでございます。

次に、06不登校の状況分析と考察の資料でございます。ここも同じようにグラフ等でお示しておりますが、不登校兆候の児童生徒数は、10月末までで36名、それから不登校の児童生徒が40名となっております。

小学校は兆候児童、中学校は不登校生徒が多いというような状況がございますが、このことについてもそれぞれの学校ごとに取組を進めていただいておりますので、引き続き注視してまいりたいと考えます。

あと、町教育支援センター等の利用の数は、前回と変わっておりません。

そして、このフォルダの中には、合わせて10月末に公表された文部科学省の令和6年度の児童生徒の問題行動及び不登校等に関する調査結果の一部抜粋した資料をアップロードしております。

さらに、県も合わせて同時期にデータを公表していますので、これらと本町の様子等をしっかりと確認しながら、今年度はあと半分残っておりますので、今後も引き続き、いじめ問題、不登校対策については、各学校と教育委員会で連携して取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○学校教育課（寺門 東君） 寺門でございます。町の学力テストの御報告です。12月1日から5日の間に小学校でC B Tによる学力調査を行います。C B Tの対象学年は3年生以上ということで、準備のほうを整えております。

中学校も12月17日にC B Tで、町の学力調査を行う予定にしています。対象は中学校1年生と2年生です。

また、結果については1月か2月の教育委員会のほうで御報告をいたします。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ほかは大丈夫ですか。

それでは、指導趣旨のほうから、月例報告、生徒指導関係と、町の学力テストの件がありましたけれども、御質問ございませんか。お願ひします。

○委員（小林 正尚君） いじめ問題関係で、小学校の中にネット関係のいじめというのが出てきていたと思うんですけど、それはどうか、スマホとか、それとも学校にあるc h r o m e b o o k 関係ですか。

○学校教育課（上原 泰君） スマホでございます。一方、最近情報共有した件については、タブレット端末を学習で使用する際、チャット機能等ありますけれども、その使い方が一部どうなのかという事案もあったということです。

そこで、学校で情報モラル、情報リテラシー等の教育を行って、しっかり対応しながら文房具として引き続き有効活用するというような対応についての報告もあっております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（6）協議事項

①新築上町図書館「築きのもり」のサービスについて

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、続いて協議事項に移りたいと思います。

協議事項1、新築上町図書館築きのもりのサービスについて、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 生涯学習課、図書館係の脇山でございます。私からは、今週末いよいよオープンします、築上町図書館築きのもりのサービスについて御説明いたします。

資料は、協議事項の中のP D Fの図書館サービスについてというファイルを御覧ください。

図書館で資料を借りる際は、利用者カードが必要となります。その点については、先月10月定例会の築上町図書館条例施行規則の全部改正の中でうたっておりますが、本日は規則ではうたっていない運用の仕方、図書館サービスについて御協議いただきたいと思います。

資料にありますように、図書館利用者カードは、築上町在住者だけでなく、福岡県北東部地方拠点都市圏の市町村の図書館等を相互に、他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する協

定書に基づき、京築6市町、北九州市、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、大分県中津市に在住している方も利用者カードを作成し、築上町図書館の資料を借りることができます。

そして、利用者カードを発行する際に区分が2通りあります。一つは一般の方、つまり、築上町に在住、在学、在勤の方。もう一つは広域、先ほどの協定に係る市町に在住の方が対象となります。

その一般と広域の方のサービスの違いについて、近隣の市町に確認し検討した結果、資料を築上町の欄にありますように、リクエストについて、購入または県内の市町村から本を借りて利用者に提供する総合貸借については、広域の方は御遠慮いただきたいということ。そして、CD等のAV資料の貸し出し及び、館内の視聴についても、広域の方は不可としたいと考えております。予約をして利用していただく2階のサイレントルーム、30席の座席利用については、築上町在住、在学、在勤の一般の方については、インターネットでの予約は1週間前からできるようにして、広域の方は当日の予約のみとすること。

そして、表の一番下にある二拠点生活者については、この二拠点生活というのは、例えば住民票は町外、東京等にあるけれども、親の介護等で定期的に一定期間、築上町に帰省している方などが資料を借りたいと来られた場合のことです。

この二拠点生活者については、郵便物等で築上町に来られることが確認できた場合、広域利用者として登録をしたいと考えるものです。

これらのサービスの違いは、一般の在住、在学、在勤の方を優先するもので、リクエストについては予算に限りがあること。また、まずは本来在住している市町村の図書館にて対応していただきたいと考えております。

そして、AV資料に関しては、今まで資料として提供していなかったDVD等の資料を新規に購入しておりますが、まだ30点と数が少ないこと。そして、視聴できるブースが2つと限られており、開館時には利用者が多く見込まれることからサービスを分けるものです。

当分の間、この内容で運用し、AV資料の数が増え、利用の状況が落ち着いてきましたら、少しずつ広域利用者の方にもサービスを拡大していきたいと考えております。

また、この資料には記載しておりませんが、平日18時以降の夜間サービスについて、1階の遊べる図書館本棚は閉鎖し、1階入ってエントランスの新着本コーナーと雑誌コーナーは利用できるようにして、奥の遊べる本棚等は閉鎖し、2階のみの利用にしたいと考えております。

また、平日18時以降の夜間は図書館司書がいない日も多いことから、レファレンスサービス、調べ物のサービス及びコピーサービスは当分の間しないこととしたいと考えております。

さらに、スマホ等のカメラによる写真、動画の撮影について、1階のみ可能とし、2階、3階については許可をした場合のみ撮影可としたいと考えております。

1階については、楽しく図書館を利用している子どもさんの様子を撮影していただけることが、これから図書館利用の増にもつながると考えていること、逆に2階を許可した方のみ写真撮影を可とすることについては、2階は静かに読書をし、また集中して学習をしていただける環境にしたいということから、そのように運用したいと考えております。

なお、撮影にあたっては、写り込みなど十分注意していただき、SNSなどへのアップについては、撮影者が責任を持って行っていただくよう注意喚起をしたいと考えております。

以上、簡単な説明ではありますが、この内容でサービスを提供してよろしいか、御協議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございました。広域利用等についての近隣市町の状況の一覧表はあるのですが、後半部分についてはどこか資料が入っていますか。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 資料は今日は用意しておりません。申し訳ありません。

○教育長（久保 ひろみ君） ちょっと、なかなか、今言われたことで御協議いただくことはできますか。すみません、私も聞きながら、ここに書いてある部分は何とか分かりましたが、写真撮影の件とか。もう一回、ポイントで言ってもらえませんか。何は何、何は何というふうに。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 表にないものが2点ありました。一つは、18時以降のサービスについて、2階のみになることから、コピーサービスをしないということと、リファレンス、調べ物のサービスをしないという点が1点。

もう1点は、スマホ等のカメラによる動画、写真撮影について、これも1階のみ可能として、2階、3階については許可を得た場合のみ撮影をすることができるというふうにしたいと考えている点です。

○教育長（久保 ひろみ君） 18時以降、コピーサービスは、コピーは10円入れてするコピーじゃなかったのですかね。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） コピーは置く場所と経費の関係から事務室内に置いております。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） コピーに関しては、当初はコイン式というのを検討したのですが、あくまでも著作権法上の絡みがありますので、そこを判断するのには、司書は確認しないといけないという形から、コイン式のほうは今回見送っております。

なので、事務室のほうにコピー機を置いている形にとらせてもらっています。

18時以降については、職員の人員配置上、司書がいない場合が想定されますので、その場合に著作権法の確認のほうのできる職員がいない場合が考えられますので、それならば時間で区切って、そういう形からサービスを実施しないという運用をしたいと考えています。

同様に、リファレンス、検索についても機械でやる分については当然使えるのですが、司書を

通じて検索する場合については、司書が在籍しない場合があるので、そういう形で人員配置上、確実に実施できる可能性が低い場合が想定されるので、実施しないという形で運用していこうと考えております。

撮影に関しましても、近隣ではどこでも全館いいですよというところもあるのですが、本来先ほど参事から説明をされたとおり、図書館は静かに本を読むのを好む方もいる施設でございます。

当館といたしましては、1階はそういう形で皆さん気が合あいあいとできる施設、2階についてはゆっくり読書をする施設という形の位置づけを考えておりますので、写真撮影については1階のみ無許可ですね。2階以降については当然取材とか、広報とかの場合で写真撮影を依頼される場合もございますので、そういう場合は申請をいただき、許可を持った上で写真を撮影していただくと。

同様に3階も展示スペースというふうに考えておりますので、展示者の当然同意も必要ですし、展示した方が自分の実績として写真撮影等を行いたい場合にも申請をいただき、許可を得て写真撮影をしてもらうという運用を考えているところでございます。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。以上のような点を考慮して、新しい図書館で運用していきたいということで、ここではもう皆さん方の御質問、御意見をもらいたいと思います。

特に広域利用について、いろいろ考え方はあると思うんですね。制限なしにすれば、どなたが来ても使えるという良さ、広く使っていただくということもあります、一方ではリクエスト等が、いろんなところの方が、自分が新しい本、読みたい本を早く買ってもらいたいということで、自分の市町村ではなかなか受け入れられなくて、他所の市町村に行ってリクエストを出すとか、そういう事例があるそうです。

そういうことを考えて、広域ではなく、町内の在住者を優先してリクエストの購入、貸し出しを行っていきたい。それから、AV資料も先ほど説明ありましたように、少し少ないこともあります、広域は不可。ただ、こここの館内視聴についても、当然貸し出しをして館内視聴をするという形なんですかね。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 館内視聴は、AV資料を手続をしてから、中のブースで見たり聞いたりしていただくということになっています。

○教育長（久保 ひろみ君） ということで、AV資料も自由に見れるわけではないので、そこは広域不可ということになっているようでございます。こうやって比較してみると、荔田町と同じような形になるかなと思っているところです。

これ両面あって、本当に広く使ってもらうのがいいのか、というところは担当のほうもかなり

苦慮したようでございますので、ここは委員さんたちの御意見をいただければと思います。お願
いいたします。

○委員（小林 正尚君） 他町村と比べていろいろ考慮されたと思うんですが、質問で会社の証明
書というのが、何かよく分からないので、ちょっと説明してもらいたいのが 1 点と、6 時以降は
子どもが 1 階に入れないということですかね。小学生、何時から。

例えば、自分で言うと、保育園の帰りに孫を連れて行って、5 時 40 分くらいに入ったとしま
すよね。子どもが遊んでいたら、6 時になつたらもう遊べませんので、遊べませんよと言って引
き上げるということになるんですかね。

○教育長（久保 ひろみ君） 事務局回答お願ひします。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 会社の証明書につきましては、会社証とか、今までこの
運用してきていたんですけども、会社の公印があるような証明書を持ってきていただきて、そ
この会社が築上町にあることを確認したら、在勤しているということで、一般の区分で利用者登
録をするというような形です。

もう 1 点ですね。1 階は 6 時以降は遊べないのかということなんですが、まず、健全育成とい
う面から、6 時以降は小さなお子様が図書館で遊ぶというのは、あまり考えにくいかなというの
と、遊具付きの本棚ですので、見守りが必要になってくることから、1 階の遊べる本棚のところ
は閉鎖という形をしようかと考えております。

小さい子どもが絶対に来らなければならないというわけではなくて、遊具付きのところだけを閉鎖し
たいという考えです。

○教育長（久保 ひろみ君） いかがでしょうか。ちょっとまたここは御意見いただけたらと思
いますが、時間の区分ですね。6 時からは職員もかなり減つてくるんですね。6 時以降。とい
うことで、通常、親御さんがついて遊んだらいいんではないかと言われると思うんですが、いろいろ
考えていたのは、お一人で子どもさんが来たりしたときに、8 時まで遊ばれたらどうするかとい
うようなところもあったみたいですが、どうでしょうか、委員の皆さま方。

○委員（小林 正尚君） それでいいと思うんですけど、なんとなくちょうど迎えに行って帰るの
が、夜の方ですね、6 時前ぐらいになって、親のほうが本を探している間、1 階で本を読んでい
るスペースに子どもがいて、それがずるずる、6 時すぎて、6 時ギリギリまで来て、その辺が曖
昧になりそうな気がして、そこはまた周知したらいつかなと思うんですけど。

○教育長（久保 ひろみ君） どうでしょうか、ほかにご意見がございませんか。いいですか。お
願いいたします。

○教育委員（折本 美佐子君） 折本です。先ほどのコピーの件なんですけれども、事務所の中で、
著作権とかの許可が確認できたらコピーするということなんですが、実際にコピーをする作業は

誰がするんでしょうか。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） コピーは、コピーをしてもらいたい利用者の方が申請書を書いていただいて、1階カウンターに資料と申請書をお持ちいただければ、職員がコピーをするという形になります。

それは今までそのやり方でやってきました。

先ほど課長も申しましたが、著作権の確認、特にゼンリンの地図とかが多いんですけども、かなり厳しくて、窓口にそのままコイン式を置くと何枚も取る方がいるというケースも多くて、コイン式を置いているところでも一旦声かけをして、コピーを自分でするというような方法を取っているところが多いようです。

○教育委員（折本 美佐子君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ほかにございませんか。お願ひします。

○教育委員（鰐渕 尚徳君） 鰐渕でございます。ちょっとまたコピーの件で戻って申し訳ないんですけど、著作権って先ほど言われたんですけど、写真撮影もオッケーですよっていう話で、例えば職場体験とかに行ってコンビニで写真撮るときは、キャラクターが後ろに映り込まないよう撮ってくださいって必ず言われるんですよね。

ということは、例えば本の中でも、例えばアンパンマンとかだったり、そういうキャラクターが映り込んだときにそういう問題が発生しないのかとか、コピーだけっていうのじゃなくて、そういう著作権って言うんであれば、そういうところもちょっと出てくるんじゃないかなって思うので、そこは管理しにくい部分があると思うんですけど、その辺も一回どれがオッケーでどれが駄目とか、もしかしたらあるかもしれないで、その辺は一回調べてもいいんじゃないかなっていうかですね、必ずコンビニ行くと本当にキャラクターが、キャラクターが映らないようにお願いしますねって必ず言われるので、そういう二次的なところが発生してくると思うので、この辺は撮影オーケーなスペースですよとかですね、そういうほうがいいのかなっていう、ちょっと思ったところでございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。実際ですね、20日からオープンするということで、そこはきちんとクリアしてスタートするのではないかなと思いますが、大丈夫ですかね。ほかよろしいですか。

それでは、現在説明した内容を元に、また委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえまして、新図書館のサービスを実施してまいりたいと思っております。実際運用は、はっきり言って利用者が多いのか少ないかも含めて、多分読めてないというか、どうなるか私もちょっと不安なところもありますけれども、とにかく安全で、遊びも含めて、遊べる本棚も含めて運用していくなければならないと思っておりますので、また委員の皆様方もこれから日常的にお使いになら

れたときに、いろんなところを見ていただいて、ここは大丈夫かなとか、ここはこういったらというお気づきの点がありましたら、遠慮なく教えていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

（7）連絡事項

○教育長（久保 ひろみ君） それでは連絡事項です。事務局からお願ひいたします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課の則松でございます。連絡事項は1点ございまして、この前の定例会のときに御案内しました椎田校区小中一体型校の住民説明会の開催を予定しております。2回開催しまして、まず1日目が令和7年12月5日金曜日の午後6時半から、2回目が翌日の12月6日土曜日の午前10時から、場所は役場1階の多目的室で開催する予定でございます。

内容については、建物の概要とか工事のスケジュール、それから開校に向けて準備をしておりますので、その状況とか、そういうものを説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（8）その他

○教育長（久保 ひろみ君） それではいいですかね。続いてその他です。

○学校教育課長（則松 裕司君） その他でございますが、令和7年の第1回総合教育会議と教育委員会の12月定例会の日程調整をこの会議終了後に行いたいと思いますのでよろしくお願ひします。

（5）議事

議案第42号 令和7年第4回築上町議会定例会提出予定議案に対する意見について
【非公開】

○教育長（久保 ひろみ君） それでは引き続き非公開案件の審議を行いますので、委員の皆様はそのまま御着席をお願いいたします。傍聴者の方は退室をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

資料は議案資料フォルダを御覧ください。

議案第42号令和7年第4回築上町議会定例会提出予算案件に対する意見についてを議題とします。

では、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課の則松でございます。議案第42号フォルダ内の資料を御覧ください。資料が7件入っております。頭が全部02で始まっております。その次が01から数字がついておりますが、01が今回の議案になります。

まず、議案の概要を御説明したいと思いますので、0201という資料をお開きください。

よろしいでしょうか。令和7年第4回築上町議会定例会、12月議会でございますが、提案予定の教育関係の5議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、築上町長から教育委員会に意見を求められているものでございます。

議案の内訳につきましては、予算が2議案、それから条例が2議案、契約案件が1議案となっております。

予算については番号で言いますと、1番、2番ですね。一般会計の補正予算と、奨学金貸付事業特別会計の補正予算でございます。

条例につきましては、9月議会で否決されました2条例です。築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例と、船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例です。

契約案件については、物品売買契約、児童生徒用のタブレット端末の購入になります。

それでは、1番、2番、5番については学校教育課から、3番、4番については生涯学習課から御説明申し上げます。

それでは、まず私から、1番、2番、5番について御説明したいと思います。予算については、一応予算の資料入っているんですが、資料の予算書案がこのタブレット端末で見ると見にくいので、今日配付しております資料を御覧ください。よろしいでしょうか。

学校教育課の予算は、一般会計分としまして補正が4件、それから、奨学金貸付事業特別会計の補正が1件ございます。それでは、順を追って説明したいと思います。

まず1点目が、給食原材料費の高騰、価格上昇に伴う補正でございます。こちらについては、昨今の物価高に伴いまして、給食の原材料費が、高騰し、価格を改定してもらえないかという申し入れがあっておりまして、それに伴う補正でございます。

給食原材料費の予算計上のやり方なんですが、小学校、中学校、それぞれ計上しております、それに加えて財源の関係で種類を分けて計上しております。米とパンと牛乳については、再編交付金という防衛庁の補助金がありまして、これを原資に積み立てた基金を財源として事業を実施しております。それ以外のものについては、国の重点支援地方創生臨時交付金という補助金がありまして、この補助金と、残りについては、ふるさと納税で入ってきた収入を積み立てた基金を活用しているような状況です。

小学校分が、米、パン、牛乳が190万円の増額補正になっております。これは主に米です。こちらについては、全額再編交付金の基金から繰り入れる財源で賄っています。それ以外のものについては、110万円の増額の予算を計上しております。国の交付金を72万8,000円用いまして、残りについては、ふるさと納税の積立金から37万2,000円取り崩して使っていくという形になります。

中学校分については、米、パン、牛乳が90万円。これについては、再編交付金の基金の繰入

金で賄っています。それ以外については、60万円の予算を計上しています。内訳は、国の交付金が39万6,000円、残りがふるさと納税の基金からの積立金を活用します。

2点目が、椎田中学校の空調の整備でございます。椎田中学校の空調はかなり老朽化しております、効きがすごく悪い状況になっております。現在のところ、風がある日は窓を開けたりして対応はしているのですが、今、工事に入っておりまして、工事関係の騒音がありますが、今後、夏に向けて校舎が建ってまいりますので、風通しも悪化してくるということと、近年猛暑となっておりますので、3階の特に効きの悪い通常教室2教室の空調を整備したいと考えております。3階ですので、足場が必要になるので、関連経費を見込んで計上額としては多くなっております。

椎田中学校での使用は、御存じのとおり8年度のみとなります、こちらにつきましては、せっかくお金をかけて取り付けますので、9年度以降は他の教育施設で活用してまいりたいと考えております。

予算については、246万6,000円を計上しております、こちらについては、学校の教育環境の整備ということで、ふるさと納税の積立金から財源を捻出したいと考えております。

3点目が、部活動地域展開の試行事業と、椎田中学校の運動部の委託費用でございます。

まず1点目が、椎田中学校の運動部の指導サポートの費用になります。こちらは66万3,320円を予定しております、校舎建設工事に伴い、グラウンドが使えなくなるので、野球部などの運動部が西高のグラウンドを使って練習をしています。今まで、中学校のグラウンドであれば、先生が行かなくてもグラウンドの状況が確認できるということで、生徒だけで自主的にやっている時間もあったのですが、場所が離れるとなるとそういうわけにはまいりませんので、委託先は、しいコミを考えているのですが、そちらに顧問の先生が来るまでの練習のサポート、主に準備運動とかそういったところのサポートをお願いするための費用となっております。

2点目が、部活動地域展開の試行事業として、現在、こちらも指導の経験がありますしいコミに依頼する予定にしておりますが、ソフトテニスについて、休日の1日のみとなります、試行的に委託する費用となっております。

ページめくって2枚目になりますが、4点目が、各学校の電話代が不足しております、そちらの補正計上となっております。

5点目が、奨学金貸付事業特別会計の補正でございます。こちらについては、今年度6名分の貸付けを予定して予算計上をしておりましたが、今年度募集を行ったのですが応募がなく、今から借りる方というのも、例年の実績を見てもおりませんので、貸付金の計上額全額を減額とともに、貸付けの原資として基金からの繰入れを歳入として計上しておりますので、こちらの歳入についても、同じ金額を減額補正するというものでございます。

もう一つ、貸付金について、返済計画を基に返済していくのですが、今年度、次年度以降分を

まとめて繰上償還するという方がいらっしゃいまして、その貸付金の繰上償還分の歳入342万円を増額補正し、こちらは原資の基金に積立ていたしますので、歳出の基金積立金を342万円増額補正するものとなっております。

続いて契約案件の1件ございます。こちらは、0216契約案件児童生徒タブレット端末というファイルがありますので、こちらをお開きください。よろしいでしょうか。

前回の定例会で報告いたしました児童生徒用のタブレット端末1,148台の購入契約でございます。契約自体は10月17日に契約しておりますが、契約金額が700万円を超えるため、築上町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決が必要となるものでございます。議会の議決後に契約の効力が生ずるというものになっております。

契約の相手方は株式会社内田洋行九州支店、契約金額は税込6,376万290円、履行の期限は令和8年3月15日となっております。

なお、業者の選定につきましては、当教育委員会も加盟しております福岡県GIGAスクール推進協議会という協議会がございまして、こちらが公募型プロポーザルを実施しております、こちらに応募があった4社の中から最高得点の業者が選定され、その業者と契約を行うものでございます。その4社の得点表は資料の最後についておりますので、後ほど御覧ください。

説明につきましては以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、ただいま説明のありました物品売買契約に関する質問、御意見等はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは続いて、生涯学習課お願いします。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） 生涯学習課、種子です。生涯学習課からは、条例のほう2点、御提案させていただいております。0214のパークゴルフ場と、0215船迫釜跡公園の条例の一部改正でございます。

本2議案につきましては、先ほど学校教育課長のほうからも説明ありましたとおり、9月議会に提案させていただき否決された事案になっております。今12月議会に再提案するに当たりまして、条例の見直し等は、確認は行いましたが見直しは実施しておりません。実施しなかった理由につきましては、9月議会で私どものほうから提案させてもらった条例のうち、体育施設につきましては、体育施設条例と海洋センター条例が継続審議になっております。また、文化施設につきましては、旧蔵内邸条例のほうが継続審議となっております。

今回の条例の改正の主な理由といたしましては、利用料の改定でございます。利用料につきましては、企画財政課が示した料金等の見直しの方針に基づいて、前回から提案させていただいた内容になりますので、継続審議がなされている議案がある中で、この議案だけをまた改めて別の

観点から料金の改定を行うというのは、不適切とまでは言いませんが、妥当ではないのではないかと判断し、同様の内容での提案とさせていただいております。

生涯学習課からは以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、生涯学習課からの条例の提案について、前回と変わっておりません。再度提案するということで、御質問、御意見等ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、特に御質問、御意見がないようですので、お諮りします。議案第42号令和7年第4回築上町議会定例会提出予定議案に対する意見については、委員の皆様から特に異議はございませんので、異議ない旨、回答することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第42号令和7年第4回築上町議会定例会提出予定議案に対する意見については、異議ない旨、回答することに決定いたしました。

（9）閉会

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、これで令和7年11月の定例会を閉会いたします。

午後1時58分閉会

上記の会議の経過について、その内容に相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

教育長

教育委員